

第1日

令和4年12月1日（木）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和4年第7回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月16日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番仲山寛議員

2 番徳永秀俊議員

を指名いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由書をお開きください。本日、市長から議案15件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和4年第7回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、補正予算について3件、条例の一部改正及び制定について8件、市道路線の廃止及び認定について各1件、指定管理者の指定について1件、規約の変更等について1件、合計15件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、補正予算3件について説明申し上げます。

第74号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、災害復旧、電気代・燃料費高騰対策等に必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億7,648万円を追加し、予算総額を386億4,752万7,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

人件費につきましては、職員等の給与改定や人事異動に伴い3,176万3,000円を減額いた

しました。人件費以外の歳出につきましては、総務費では、ホテルの里親水広場整備事業費に3,590万円を計上いたしました。民生費では、小規模有料老人ホーム防火施設整備補助事業費に1,104万3,000円を計上いたしました。土木費では、奈良ヶ谷川河川改良事業費、甘木北公園休養施設整備事業費等に8,170万円を計上いたしました。教育費では、電気代・燃料費高騰に伴う小中学校及び文化・生涯学習施設管理経費に1,880万円を計上いたしました。災害復旧費では、農地及び農業用施設に係る災害復旧費として4,400万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として、国庫支出金1,104万3,000円、県支出金2,648万5,000円、繰入金4,854万4,000円、市債8,620万円等を計上いたしました。

第75号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において、電気料金の価格高騰のため、収益的支出を960万円増額し、支出合計を6億717万9,000円といたしました。

第76号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出において、電気料金の価格高騰のため、収益的収入を2,030万円増額し、収入合計を24億4,119万7,000円とし、収益的支出を2,030万円増額し、支出合計を21億371万7,000円といたしました。

次に、第77号議案朝倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織機構の見直しを実施することに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第78号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第79号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市議会議員及び市長等の期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第80号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じた職員の給与の改定及び地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第81号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、工業用地造成事業の廃止に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

第82号議案朝倉市秋月博物館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第83号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、霊きゅう車運行管理事業を廃止することに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第84号議案朝倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第85号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第86号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第87号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市たかき清流館条例第11条の規定に基づき、朝倉市たかき清流館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第88号議案甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに甘木・朝倉・三井環境施設組合同約の変更につきましては、令和5年3月31日をもって久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退することに伴う甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更により、甘木・朝倉・三井環境施設組合同約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(平田龍次君) 第74号議案の説明の中で、電気代・燃料費高騰対策等に必要経費というふうに申し上げましたが、正しくは電気代・燃料費高騰対応等に必要経費でございますので訂正をお願いいたします。

○議長(半田雄三君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は8日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時13分散会